

いわなが まさあき
岩永 昌晃

法学部 准教授

修士（法学、京都大学）
LLM（エジンバラ大学）
労働法

学外における活動

□京都労働局 紛争調整委員会委員

□京都労働局 京都地方最低賃金審議会 公益代表委員

主要な研究業績

□論説「集团的労使関係の当事者」

単著 日本労働法学会編『講座労働法の再生第5巻 労使関係法の理論課題』25-44頁（日本評論社、2017年）

□論説「イギリスにおける労働市場の柔軟性と非典型雇用の規制」

単著 法律時報81巻12号39-43頁（2009年）

□論説「イギリスにおける労働法の適用対象」

単著 日本労働法学会誌110号192-205頁（2007年）

最近の研究業績

□論説「配属・異動一地域限定社員をめぐる法的課題」

単著 ジュリスト1520号59-64頁（2018年）

□論説「イギリスにおけるパートタイム労働をめぐる法政策の動向—不利益取扱い禁止からパートタイム労働の創出へ—」

単著 季刊労働法251号198-217頁（2016年）

□論説「テレワークと労働時間規制・労働者性」

単著 村中孝史ほか編『労働者像の多様化と労働法・社会保障法』304-324頁（有斐閣、2016年）

□研究テーマ

雇用類似の働き方に対する法的支援

□研究の取組み

働き方改革が政府の重要政策のひとつとなるなど、従来の日本的雇用慣行による働き方とは異なる新しい働き方が模索されている。実際にも情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークが多様な働き方・生き方を実現するための選択肢として社会的に意義のあるものと位置づけられるとともに、クラウドソーシング事業やシェアリング・エコノミーの普及などによる新しい働き方が今後ますます普及することが予想される。その典型例は、デリバリーサービスを提供するウーバー（Uber）社であるが、さらに、情報通信技術を活用して、オンラインで受注し、オフラインで素早くサービスを提供する新たなビジネスモデルが、多様なサービス業で世界に広がりつつある。

このような新たな働き方に対する労働法の観点からの学術的検討はまだ緒に就いたばかりであり、未解明な点が多い。例えば、従来は、企業が労働者を雇用して、顧客に対してサービスを提供していたのに対して、シェアリング・エコノミーでは、プラットフォームを提供する会社がいわばバーチャルな市場を創出し、そこで、サービス提供者と顧客との間で、必要に応じた一回的・単発的なサービスの取引が行われる。そこでのサービス提供者の就労実態が従来とさほど異ならないのであれば、労働法の適用があつてしかるべきとも考えられる。しかし、登場する法的主体間でどのような法律関係が形成されているのかさえ不明であることも多いと考えられる。

私の研究は、このような背景を踏まえて、新たな働き方の実態を解明し、就労実態に適した法律関係や労働法規制のあり方を提

案することにある。第1に、情報通信技術がもたらす働き方の変容を解明する。これまでの企業は、探索コストなどの取引コストが高かったため、必要な時に利用できるようにするためには労働力を常時雇って確保しておく必要があつた。これに対し、情報通信技術が取引コストを劇的に低減させ、評判のよい良質のサービス提供者を素早く廉価で市場から調達することを可能にしたため、シェアリング・エコノミーのビジネスモデルが登場した。このような最先端の経済現象を法的な観点から分析し、従来の労働法がモデルとしていた労働との違いを析出する。

第2に、情報通信技術がもたらす働き方の変容に対応して労働法を再構築することに寄与する。まずは、新しい働き方を既存の労働法の概念や枠組の中で位置づけ、それが適切なのかを明らかにする。また、新しい働き方において必要とされる労働法規制やそれを支える理念を探求する。

この研究は、シェアリング・エコノミーのビジネスモデルが、今後数年の間にサービス業の比較的単純な労働のみならず、デザイナーや編集者のような比較的高スキルな職種など労働市場全体にひろがることが予想されるだけに、情報通信技術の進展がもたらす新しい労働に対する規制のあり方の基本的視座を提供するなどの社会的意義を有するものともなる。